包括信用購入あっせんに係る自主規制規則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本規則(以下「基本規則」という。)は、包括信用購入あっせんに係る取引の公正を確保し、もって、包括信用購入あっせんの健全な発展を図るとともに、利用者等の利益を保護することを目的とする。
- 2 基本規則は、法令と基本規則の相互補完により法及び基本規則の目的が的確に実現できるよう解釈、運用しなければならず、 会員の業務若しくは取引を不当に制限し又は不正な取引を許容するなど、公正かつ自由な競争を妨げてはならない。

(定義)

- 第2条 基本規則における用語の定義は法で定めるもののほか、次の各号に定める。
 - (1) 法 割賦販売法
 - (2) 政令 割賦販売法施行令
 - (3) 省令 割賦販売法施行規則
 - (4) 購入者等 購入者又は役務の提供を受ける者

 - (6) 交付等 (カード等の)交付又は付与
 - (7) 加盟店 販売業者及び役務提供事業者であって、包括信用購入あっせんに係る加盟店契約又は包括信用購入あっせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結している者
 - (8) 売買契約等 包括信用購入あっせん関係販売契約及び包括信用購入あっせん関係役務提供契約
 - (9) 包括クレジット契約 包括信用購入あっせん関係受領契約
 - (10) 利用規約 会員が利用者との間で締結し又は締結した包括クレジット契約に適用される取引条件等を内容とする契約 条項又は契約約款

(適用範囲及び適用除外)

- 第3条 基本規則は、会員が行う包括信用購入あっせん及び包括信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提 供について適用する。
- 2 前項にかかわらず、基本規則(第7章第2節を除く。)は、会員が行う包括信用購入あっせんのうち、次の取引には適用しない。
 - (1) 連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約に係るものを除き、利用者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る包括信用購入あっせん及び包括信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
 - (2) 本邦外に在る者に対して行う包括信用購入あっせん及び包括信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供 は提供
 - (3) 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会が、その直接又は間接の構成員に対して行う包括信用購入あっせん及び包括信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
 - (4) 会員がその従業者に対して行う包括信用購入あっせん及び包括信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売 又は提供
 - (5) 不動産の販売に係る包括信用購入あっせん及び包括信用購入あっせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

第2章 法令遵守等

第1節 法令遵守

(法令遵守等)

- 第4条 会員は、法その他の関係法令及び基本規則を遵守しなければならない。
- 2 会員は、基本規則及び細則に示された書面、利用規約条文等の記載例について、これらを勘案のうえ、包括信用購入あっせんに係る業務を行うものとする。

(社内体制の整備)

第5条 会員は、包括信用購入あっせんに係る取引の公正を確保し、消費者の利益の保護を図るため、以下の事項について、社

内規則等の作成その他会員の業容規模に応じて必要となる社内体制の整備を図らなければならない。

- (1) 経営管理等に関する事項
 - イ 経営管理に係る基本理念
 - ロ 経営陣の責務
 - ハ 法令遵守体制の整備
 - (イ) 法令遵守を監督するための内部管理部門
 - (ロ) 営業部門から独立した内部監査部門
 - (ハ) 法令、社内規則等の周知徹底のための教育研修部門
 - (二) 重大な問題が発生した場合の対応に係る社内体制
- (2) 包括信用購入あっせんに係る業務の遂行にあたっての遵守事項
 - イ 取引条件に関する情報の提供等に関する事項
 - ロ 過剰与信の防止に関する事項
 - (イ) 包括支払可能見込額の調査及び包括支払可能見込額を超える極度額によるカード等の交付等の禁止に関する事項
 - (ロ) 利用者支払可能見込額の算定及び利用者支払可能見込額を超える極度額によるカード等の交付等の禁止に関する 事項
 - ハ 包括クレジット契約に関する情報の提供等に関する事項
 - ニ 契約の解除等の制限及び支払停止の抗弁に関する事項
 - ホ 個人情報の保護に関する事項
 - へ クレジットカード番号等の適切な管理等に関する事項
 - ト 包括信用購入あっせんの業務の委託に関する事項
 - チ 消費者からの苦情の処理に関する措置
 - リ 指定信用情報機関の利用等に関する事項
 - ヌ 包括信用購入あっせんに係るその他の業務に関する事項
 - ル 取引時確認等の措置及び経済産業省が定める「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与 対策に関するガイドライン」に記載された措置に関する事項

第2節 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除に係る社内体制の整備)

- 第5条の2 会員は、反社会的勢力の排除に係る事項について、社内規則等の作成その他会員の業容規模に応じて必要となる社 内体制の整備を図らなければならない。
- 2 前項の体制整備にあたっては、反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援するなど、組織全体で対応する体制を確立することとする。

(反社会的勢力との取引の排除のための措置)

第5条の2の2 会員は、反社会的勢力との取引を排除するため、利用者又は包括信用購入あっせんの業務の委託先等(以下本 節において「利用者等」という。)を適切に審査しなければならない。

(反社会的勢力に関する情報の管理等)

- 第5条の3 会員は、反社会的勢力の排除のために、反社会的勢力に関する情報を収集、管理することとする。
- 2 会員は、利用者等の審査において、前項の情報を活用する体制を整備することとする。

(関係遮断のための措置)

第5条の4 会員は、反社会的勢力の排除のために、契約書及び取引約款において、次の各号に定める事項を定めることとする。 (1) 反社会的勢力に該当しないことの表明確約条項

- (2) 反社会的勢力に該当する場合の契約解除・期限の利益喪失等、関係遮断に関する措置を講じることができるとする条項
- 2 前項各号に定める条項は、包括信用購入あっせんに係る契約については別紙記載例1を参考にして規定することとする。

(反社会的勢力との関係の解消)

- 第5条の4の2 会員は、反社会的勢力との取引があると認知又は推認したときは、可能な限り速やかに反社会的勢力との関係 の解消に向けた措置を講ずることとする。
- 2 前項において「認知」及び「推認」とは、次の場合をいう。
 - (1) 認知 利用者等が反社会的勢力に該当することについて、会員が、警察からの情報その他の確度が高い情報によって、 反社会的勢力であると確実に判断できる場合
 - (2) 推認 第5条の3に規定する反社会的勢力に関する情報に該当がある場合その他利用者等が反社会的勢力であると疑うに足りる事由がある場合(前号を除く。)
- 3 会員は、第1項の措置に関する記録を5年間保存することとする。

(利益供与の禁止)

- 第5条の5 会員は、反社会的勢力と知って、反社会的勢力が行う行為又は行った行為の対償として、反社会的勢力又は反社会 的勢力が指定する者に対して利益供与をしてはならない。
- 2 会員は、反社会的勢力の活動を助長し、又は運営に資することとなることを知って、反社会的勢力又は反社会的勢力が指定 する者に対して利益供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は反社会的勢力と知らずに行った契約に係る債務の履行 としてする場合その他正当な理由がある場合には、この限りではない。

(不祥事案の調査)

第5条の6 会員は、反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、速やかに 事実関係を調査しなければならない。

第3章 取引条件に関する情報の提供等

(取引条件に関する情報の提供)

- 第6条 会員は、利用者に対しカード等を交付等するときは、法第30条に基づき、当該カード等に係る包括信用購入あっせん の取引条件について、取引の方法ごとに別表1に定める項目に関する情報を、次条から第9条に定めるところにより提供しな ければならない。
- 2 会員は、同一のカード等で分割払い等(法第2条第3項第1号による方法をいう。) とリボルビング払い(法第2条第3項 第2号による方法をいう。) ができる場合にあっては、別表1に定める各項目のうち、分割払い等とリボルビング払いで内容 が共通するものについては、重ねて表示しなくてもよいものとする。

(取引条件に関する情報の提供方法)

- 第7条 会員は、前条第1項の情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - (1) 書面の交付
 - (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する以下の方法
 - イ 電子情報処理組織を使用する方法
 - (イ) いわゆる電子メールを利用者が使用する電子計算機に送信し、受信者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (ロ) 会員が使用する電子計算機のファイルに提供事項を記録し、電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、当該利用者が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (n) 会員が使用する電子計算機に備えられた顧客ファイルに提供事項を記録し、電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法
 - (二) 会員が使用する電子計算機に備えられた閲覧ファイルに提供事項を記録し、電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法
 - ロ 提供事項を記録した電磁的記録媒体を利用者に交付する方法
- 2 会員は、前項の情報提供を行うときは、利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に表示することとし、別表2に定める用語を用いる場合には、定義に従い使用することとする。

(書面による情報提供の方法)

第7条の2 会員は、第6条第1項の情報提供を書面の交付で行うときは、次に定めるところによることとする。

- (1) 日本産業規格 Z 8 3 0 5 に定める 8 ポイント以上の文字及び数字を使用しなければならない。ただし、フリガナ等は 8 ポイント未満でも差し支えない。
- (2) 紙の厚さ、質、色及びインクの濃さ、色の選択にあたっては利用者にとって読みやすいものとなるよう十分に留意する こととする。

(電子情報処理組織を使用する情報提供の方法)

- 第7条の3 第7条第1項第2号イに規定する電子情報処理組織を使用する方法は、次の各号を定める基準等に合致していなければならない。
 - (1) 利用者がファイルへの記録を出力して書面を作成できること
 - (2) 同号イ(n)及び(二)の方法にあっては、カード等に係る取引が結了するまでの間、次の場合を除いて、利用者に適用される取引条件に係る提供事項を消去、改変できないこと
 - イ 閲覧に供している提供事項を書面で交付している場合
 - ロ 閲覧に供している提供事項を同号イ(イ)若しくは(ロ)又は同号ロの方法により提供する場合
 - ハ 利用者が消去の指図をした場合
 - (3) 同号イ(二)の方法にあっては、閲覧ファイルを閲覧するのに必要な情報を顧客ファイルに記録し、前号の期間が経過する までの間(利用者が接続不要である旨の通知をした場合を除く。)、顧客ファイルと接続していること

(確実な情報提供のための措置)

- 第7条の4 会員は、第6条に規定する情報提供を同一の方法で分割して行うときや、複数の方法で行うときは、次のいずれかの方法により、提供情報の一体性を確保することとする。
 - (1) すべての提供事項を一時に提供する方法
 - (2) 提供事項の一体性を示す注意を通知する方法

(利用者からの書面の徴求)

- 第7条の5 会員は、利用者から第6条に規定する情報を記載した書面の交付を求められたときは、次に定める場合を除き、第7条の2の規定に基づいて、遅滞なく、当該書面を利用者に交付することとする。
 - (1) 会員と利用者又は購入者等との間の包括信用購入あっせんに係る取引が、次のいずれにも該当するとき
 - イ 会員が、利用者に対してカードその他の物を交付することなく、番号、記号その他の符号のみを付与していること
 - ロ 購入者等が、電子計算機を用いてイの番号、記号その他の符号を通知して売買契約等及び包括クレジット契約を締結すること
 - ハ 会員が、口の契約に係る弁済金を請求する場合、第42条第1号に定める方法によること
 - (2) 第6条に規定する情報を書面の交付により提供しているとき
- 2 前項の書面は、利用者に適用される包括信用購入あっせんの取引条件に係るものに限る。

(分割払い等の場合の取引条件に係る情報の内容)

- 第8条 会員は、分割払い等における取引条件の表示を、次の各号に定める内容により行わなければならない。
 - (1) 別表 1-①イから二に掲げる事項について、別紙記載例2を参考にして記載することとする。
 - (2) 別表 1-①イ及び口については、利用者が選択することができる条件を全て表示し、それぞれの支払期間に対応する実質年率を併せて表示しなければならない。ただし、いわゆるボーナス併用払いの場合は、例示した算定例における実質年率と異なることがある旨の記載を行うことで足りる。
 - (3) 別表 1-①ハについて表示するときは、当該料率が実質年率であることを明示したうえで、年利建てで少なくとも 0. 1パーセントの単位まで表示し、かつ、手数料率又は手数料として実質年率以外の料率を示してはならない。
 - (4) 前号にかかわらず、手数料の額の算出方法として一定の割合を表示することができる。この場合、当該割合が手数料の額の算出方法としてのものであることを明示し、当該割合を手数料率と誤認させるような表示又は実質年率より目立たせるような表示は行ってはならない。
 - (5) 別表1-①ホについて表示するときは、会員が決定した金額を極度額として表示する。
 - (6) 別表 1-①へについては、同号イからホに定めるものの他に、カード等の利用に関する事項について定めがあるときはこれらを表示する。

(リボルビング払いの場合の取引条件に係る情報の内容)

- 第9条 会員は、リボルビング払いにおける取引条件の表示は、次の各号に定める内容により行わなければならない。
 - (1) 別表 1-②イから二に掲げる事項について、別紙記載例3を参考に記載することとする。

- (2) 別表 1-②ロに掲げる事項については、その算定の基礎となる商品等の代金を集計する基準日(締切日)を明示し、弁済する代金及び手数料についてそれぞれ算定方法を表示することとする。
- (3) 別表 1-②ハについて表示するときは、前条第3号及び第4号に定めるところによる。
- (4) 別表 1-②ホについて表示するときは、前条第5号に定めるところによる。
- (5) 別表 1-②へについては、前条第6号に定めるところによる。

(カード等の更新時における取引条件に関する情報の提供)

第10条 会員は、カード等の有効期間を更新するときは、第6条から前条に定めるところにより、取引条件に関する情報を提供することとする。

(包括信用購入あっせんの手数料の料率)

第11条 会員は、包括クレジット契約の締結時に、所定の支払いがなされた場合の手数料率について、出資の受入れ、預り金 及び金利等の取締りに関する法律第5条第2項に規定される割合を超えないよう努めることとする。

(取引条件の事前開示)

第12条 会員は、利用者がカード等の入会申込みに先立って、当該カード等に係る包括信用購入あっせんの取引条件を確認することができるように、カード等の入会申込書面への記載、会員のホームページにおける表示その他の方法によりこれを明示するよう努めることとする。

(取引条件の広告)

- 第13条 会員は、包括信用購入あっせんをする場合の取引条件について広告をするときは、次の各号に定めるところにより取引条件を表示しなければならない。
 - (1) 別表1に定める事項を、別表2に定める用語を使用して表示することとする。
 - (2) 書面により広告を行う場合にあっては、取引条件の表示に使用する文字及び数字は、第7条の2第1号に定めるところによる。
 - (3) 手数料の料率については、分割払い等の場合は第8条第3号に定めるところにより、リボルビング払いの場合は第9条 第3号に定めるところによる。
- 2 会員は、前項の広告をするときは、同項第1号に掲げる事項について該当するものすべてを表示しなければならない。
 - 第4章 包括支払可能見込額等の調査等
 - 第1節 包括支払可能見込額の調査等
 - 第1款 新規契約時調査

(包括支払可能見込額の調査)

- 第14条 会員(法第30条の5の4の認定を受けた会員及び法第35条の2の3の登録を受けた会員を除く。本節において同じ。)は、利用者(個人である利用者に限る。本章において同じ。)にカード等を交付等しようとする場合には、法第30条の2に基づき、その交付等に先立って、当該利用者の包括支払可能見込額を算定するために、次の各号に定める事項を、次条から第20条に定めるところにより調査しなければならない。
 - (1) 年収
 - (2) 預貯金
 - (3) 信用購入あっせんに係る債務の支払の状況
 - (4) 借入れの状況
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、包括支払可能見込額の算定に必要な事項であって客観的に判断することができるもの

(調査の方法)

- 第15条 会員は、前条の調査を行うときは、指定信用情報機関を利用しなければならない。
- 2 会員は、前条の調査を利用者の申告によって行うときは、次の各号に定めるいずれかの方法によるものとする。
 - (1) 書面
 - (2) 電磁的方法
 - (3) 電話その他の口頭による方法(本人であることの確認を行った場合に限る。)

(年収の調査)

第16条 会員は、第14条第1号に定める事項を調査するときは、利用者からの申告その他の適切な方法により、少なくとも

1万円以下の単位で調査しなければならない。

(預貯金の調査)

第17条 会員は、会員が利用者(個人の場合に限る。)の利益の保護を図るため包括支払可能見込額の算定に必要な場合に限り、利用者からの申告その他の適切な方法により第14条第2号に定める事項について調査することとする。

(信用購入あっせんに係る債務の支払状況の調査)

- 第18条 会員は、第14条第3号に定める事項を調査するときは、次の各号に定める事項を調査しなければならない。
 - (1) 利用者の信用購入あっせんに係る債務に関する年間請求予定額
 - (2) 利用者の信用購入あっせんに係る債務の残高
 - (3) 利用者の信用購入あっせんに係る支払履歴及び遅延の有無

(借入状況の調査)

第19条 会員は、第14条第4号に定める事項を調査するときは、自社における利用者の借入の状況、指定信用情報機関から 得られる情報その他の会員の通常の調査で知りうる事項を調査するものとする。

(その他の包括支払可能見込額の算定に必要な事項)

第20条 会員は、第14条第5号に定める事項を調査するときは、利用者からの申告を受ける方法その他の適切な方法による こととし、社内規則等に予め定めることとする。

(年収等の合算の特例)

- 第21条 会員は、利用者が他の者の収入又は利用者の収入及び他の者の収入により生計を維持しているときは、次項、第3項 及び次条に定めるところにより、当該他の者(以下「合算対象者」という。)の第14条第1号又は第2号に定める事項を合 算して算定することができる。
- 2 前項の合算は、利用者が主として配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の収入によって生計を維持している者(以下「特定配偶者」という。)以外の者の場合は、事前に書面その他の適切な方法により合算対象者の同意を得た場合に限る。
- 3 会員は、第1項の規定により、第14条第1号又は第2号に定める事項について、合算対象者との合算で算定するときは、 当該合算対象者に係る次の事項について、合算しなければならない。
 - (1) 支払時期の到来していない信用購入あっせんに係る債務
 - (2) 支払の義務が履行されていない信用購入あっせんに係る債務

(合算対象者の調査の方法)

第21条の2 会員は、前条により年収又は預貯金を合算するために、合算対象者の年収、預貯金及び前条第3項各号の事項を 調査するときは、当該合算対象者からの申告その他の適切な方法によらなければならない。

(年収等の合算の同意)

- 第21条の3 会員は、第21条第2項に定める同意を取得するときは、合算対象者に次の事項を告知した上で、書面その他の 適切な方法により取得することとする。
 - (1) 会員が利用者の包括支払可能見込額の算定に際し、次号に定める事項について、当該同意取得対象者との合算で算定すること
 - (2) 合算する項目は、第14条第1号から第3号に掲げる事項であること

第2款 更新時調査

(更新時調査の実施)

- 第22条 会員は、カード等の有効期間の更新時に利用者の包括支払可能見込額を調査するときは、省令第41条に基づき、次の各号に定める事項について、当該各号に定める内容を、第15条に定める方法により調査しなければならない。
 - (1) 利用者から申告を受けた第14条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項等 第16条から第18条まで及び第 20条に定める内容
 - (2) 信用購入あっせんに係る債務の支払状況 第18条に定める内容
 - (3) 自社が取得した当該利用者の借入の状況 第19条に定める内容
- 2 前項に定める調査は、当該更新しようとする日の6ヶ月前からその更新の日までの間に行うものとする。

(更新時調査における調査項目の特例)

第23条 会員は、前条に定める調査において、第39条に定めるところにより前条に定める調査項目を保存している場合は、 その保存しているもののうち最も新しいものを当該調査に利用できるものとする。ただし、当該保存された項目に変更がある と認めるときは、その変更後の項目により調査しなければならない。

第3款 極度額増額時調査

(極度額増額時調査の実施)

- 第24条 会員は、カード等の極度額を増額しようとするときは、省令第42条に基づき、利用者の包括支払可能見込額を算定するために、次の各号に定める事項について、当該各号に定める内容を、第15条に定める方法により調査しなければならない。
 - (1) 極度額の増額対象者から申告を受けた第14条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項等 第16条から第18 条まで及び第20条に定める内容
 - (2) 自社に対する信用購入あっせんに係る債務の支払状況 第18条に定める内容
 - (3) 自社が取得した当該極度額の増額対象者の借入の状況 第19条に定める内容

(極度額増額時調査における調査項目の特例)

第25条 第23条の規定は、前条に定める調査に準用する。

第4款 適用除外等

(30万円以下の極度額における適用除外)

- 第26条 会員は、利用者に極度額30万円以下のカード等を交付等しようとする場合又は極度額を30万円を上限として増額 しようとする場合は、指定信用情報機関を利用することにより当該利用者が次の各号に該当しないことを確認したときは、第 14条、第22条及び第24条に定める包括支払可能見込額調査を行わないことができる。
 - (1) 極度額30万円以下のカード等を交付等しようとする時点又は極度額を増額しようとする時点において、利用者の支払 の義務が履行されないと会員が認めるとき
 - (2) 当該利用者の自社における包括信用購入あっせんに係る残債務が50万円又は自社及び他社における包括信用購入あっせんに係る残債務の合計額が100万円を超えるとき

(極度額の一時的な増額における適用除外)

- 第27条 会員は、利用者の要請により当該利用者に交付等したカード等の極度額を一時的に増額しようとする場合で、その一時的な増額の目的及び利用先の加盟店の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認したうえで、次の各号に該当するときは、第24条に定める調査を行わないことができる。
 - (1) 特定目的のための増額であって次のイからハのすべてに該当する場合
 - イ 一時的増額の期間が3ヶ月以内であるとき
 - ロ 一時的増額後の極度額が、次のいずれかの額の2倍を超えないとき

(イ)第34条第1項に定める額

- (ロ) 正当な理由があって第14条の調査を行っていない場合は、当該カード等に係る極度額(現に当該カード等の極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合は、一時的に増額する前の極度額)
- ハ 一時的増額後の極度額が、当該目的に照らして相当であるとき
- (2) 臨時的かつ短期的な収入に基づく増額であって次のイ及び口のいずれにも該当する場合
 - イ 利用者が臨時的かつ短期的な収入を得る見込があると会員が認めるとき
 - ロ 一時的増額後の極度額が当該臨時的収入に照らして相当であるとき
- (3) 緊急医療等の受診時等における増額であって次のイからハのすべてに該当する場合
 - イ 緊急医療等を受ける対象が利用者と生計を一にする者であるとき
 - ロ 当該生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するために緊急的に必要であると会員が認める利用であるとき
 - ハ 一時的増額後の極度額が、その目的に照らして相当であるとき
- 2 前項の確認は、第15条第2項に定める方法により行うものとする。
- 3 会員は、第1項各号の増額を行う目的に対する相当性について、あらかじめ社内規則等においてその判断基準を定めておく ものとする。

(更新時調査の適用除外等)

第28条 会員は、カード等の有効期間を更新しようとする場合において、利用者の自社における包括信用購入あっせんに係る

債務の額が第22条の調査を行おうとする時点で5万円未満であるときは、当該カード等に係る同条の調査を行わないことができるものとする。

2 極度額が30万円以下のカード等の有効期間を更新する場合において、自社における包括信用購入あっせんに係る債務の額が第22条の調査を行おうとする時点で5万円以上であるときは、第26条に定めるところによるものとする。

(付随カードの発行)

- 第29条 会員は、利用者に交付等したカード等(以下本条において「本カード」という。)に付随するカード等(以下「付随 カード」という。)が次の各号に該当するときは、当該付随カードについて第14条、第22条及び第24条の調査を行わな いことができる。
 - (1) 本カードに係る第34条第1項に定める額の範囲内で利用する付随カードの交付等
 - (2) 本カードに係る第34条第1項に定める額の範囲内における付随カードの極度額の増額
 - (3) 付随カードのみの有効期間の更新
- 2 前項第1号又は第2号において、本カードの極度額について正当な理由があって第14条の調査を行っていない場合は、利用者に交付等した本カードに係る極度額とする。

(有効期間内における再発行)

第30条 会員は、利用者に交付等したカード等について、有効期間の更新を除き、その有効期間内に当該カード等の再発行を しようとする場合は、当該カード等に係る第14条の調査をしないことができる。

第5款 包括支払可能見込額の算定

(包括支払可能見込額の算定方法)

第31条 会員は、カード等の交付等又は極度額の増額をするに先立って、原則として、次の算定式により利用者の支払可能見 込額を算定することとする。

包括支払可能見込額

=年収-年間請求予定額-生活維持費

- 2 前項に定める算定式の各項目は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 年収

第14条、第22条又は第24条により調査した当該利用者の年収額

(2) 年間請求予定額

第14条、第22条又は第24条により調査した当該利用者の会員における信用購入あっせんに係る債務の年間請求予定額(以下の区分ごとに定める額を控除することができる。)に、指定信用情報機関の使用により調査した他社の信用購入あっせんに係る債務の年間請求予定額を加えた額

- イ 第14条に基づく調査の場合 会員が当該利用者に対して既に交付等しているカード等がある場合には、当該カード等 に係る年間請求予定額
- ロ 第22条及び第24条に基づく調査の場合 会員が当該利用者に対して交付等しているカード等(更新又は極度額を増額しようとするカード等を含む。)に係る年間請求予定額
- (3) 生活維持費

第33条に定めるところにより算定した額

(包括支払可能見込額の算定に係るその他の調査事項)

- 第32条 会員は、前条第1項に定める算定結果について第14条第2号、第5号に定める事項の調査を行った結果がある場合は、次の各号に定めるところにより、その結果を加味して、包括支払可能見込額を算定することができる。
- (1) 第14条第2号の事項にあっては、支払期間等に応じて合理的に算定した額であること
- (2) 第14条第5号の事項にあっては、換金可能性に留意した合理的に算定した額とし、生活に必要とされる資産に当たらないこと
- 2 会員は、前条第1項の包括支払可能見込額を算定するにあたって、第14条第4号並びに、第18条第2号及び同第3号に ついて、勘案することとする。
- 3 第1項による包括支払可能見込額の算定は、合理的な方法で行うよう留意することとする。

(生活維持費の算定方法)

第33条 会員は、利用者の申告に基づき、利用者と生計を一にする者の合計数、住宅所有区分、居住地域等を調査し、別表3-1に基づき、別表3-2に定める区分に応じて、当該利用者の生活維持費を算定することとする。

- 2 会員は、前項に定める生活維持費を、省令第45条第3項に規定する別表3-3に定める居住地域の区分に応じて、次の各 号に定める割合を乗じた額とすることができる。
 - (1) 第1区分 百分の九十
 - (2) 第2区分 百分の八十五
- 3 会員は、第1項の調査において、別表3-2に定める利用者の生活維持費の算定に必要なすべての事項を確認することができなかったときは、確認できなかった事項について、その範囲内で最高額の生活維持費を適用するものとする。
- 4 会員は、客観的かつ合理的な生活維持費の実額を把握した場合、前各項で算定された生活維持費を下限として、把握した実額を生活維持費とすることができる。

(包括支払可能見込額を超える極度額設定の禁止)

- 第34条 会員は、第31条及び第32条により算定した包括支払可能見込額に経済産業大臣が定める割合を乗じた額を超える 極度額を付したカード等の交付等又は当該額を超える極度額の増額をしてはならない。
- 2 前項において、カード等の更新時に設定する極度額には、当該カード等の更新時の利用残高を含むこととする。
- 3 会員は、同一の利用者に対して複数のカード等を交付等する又はしている場合、同一利用者による利用額は当該利用者が会員に対して利用できる額の上限が、第1項に定める額を超えないこととする。
- 4 第1項にかかわらず、利用者に対するカード等の交付等又は極度額の増額が第26条から第30条に定める条件に該当するときは、会員は、包括支払可能見込額に経済産業大臣が定める割合を乗じた額を超えて極度額を設定することができる。

第6款 その他の事項

(総合的与信判断等)

- 第35条 会員は、包括支払可能見込額の算定に係る第14条に定める事項のほか、様々な審査項目に基づき、与信を行っている状況を踏まえ、前条に反しない範囲において、様々な要素を基にした調査結果を与信に反映させたうえで、支払能力を総合的に判断することに留意することとする。
- 2 会員は、第1款から第3款に規定する調査の他に、利用者に対する過剰与信防止の観点から、利用者のカード等の支払状況 等に基づき、継続的に利用者の支払能力を判断し、適切に対応することとする。

(高齢者与信時の留意事項)

- 第36条 会員は、利用者のカード等の極度額の増額及び有効期間の更新を行う場合において、定年退職その他の事由により当該利用者の収入に大幅な変化があると判断されるときには、第23条又は第25条の規定にかかわらず、極度額の増額又は有効期間の更新に係る包括支払可能見込額調査にあたり、第14条第1号の事項について、新たに調査しなければならない。
- 2 前項の規定は、本節第4款に該当する場合には適用しない。

(未成年者に対する親権者の同意)

第37条 会員は、利用者に対する与信判断を行うにあたり、当該利用者が未成年者である場合は、親権者の同意を得るよう留 意しなければならない。

(入会申込時における機微情報の取得の制限)

第38条 会員は、人権、プライバシー侵害防止の観点から、カード等の入会申込書において、利用者の国籍、本籍地の記載欄を設けないなど、本事項に関する調査を行わないよう配慮することとする。

(調査記録の保存)

- 第39条 会員は、利用者ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項の記録を書面又は電磁的記録により作成しなければならない。
 - (1) カード等を交付等し又は極度額を増額した場合 次に掲げる事項
 - イ 契約年月日(第22条に定める場合にあっては、利用者に交付等しているカード等についてそれに係る有効期間を更新 しようとする年月日及び第22条の規定による調査を行った年月日、第24条に定める場合にあっては、増額年月日)
 - ロ 極度額 (第24条に定める場合にあっては、増額後の極度額)
 - ハ 第14条各号に掲げる事項の調査の結果(指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果、第 32条に基づいて包括支払可能見込額を算定した場合の結果を含む。)
 - 二 第21条第2項から第4項に定める合算特例を利用した場合に係る同意を得たときは、当該同意に関する事項
 - ホ その他調査に使用した書面又はその写し
 - (2) 第26条に該当する場合 次に掲げる事項

- イ 契約年月日(カード等の極度額を増額した場合は、増額年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようと する場合は、その更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行った年月 日)
- ロ 極度額(カード等の極度額を増額した場合は、増額後の極度額)
- ハ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果として、第26条各号に掲げる事項の該当の有無
- ニ 自社の包括信用購入あっせんに係る債務の残高
- (3) 第27条第1項各号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 増額の要請があった日
 - ロ 増額を行った年月日
 - ハ 増額を行った期間
 - ニ 増額後の極度額
 - ホ 増額の目的
 - へ 増額の目的である利用予定加盟店の名称又はこれに相当するもの
 - ト 増額期間内に利用した加盟店の名称又はこれに相当するもの
 - チ 利用者が得る見込みのある臨時かつ短期の収入(同項第2号に掲げる場合に限る)
- (4) 第28条第1項に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該包括信用購入あっせん業者に対する包括信用購入あっせん に係る債務の額を調査した年月日
 - 口 極度額
 - ハ 自社の包括信用購入あっせんに係る債務の残高
- (5) 第29条に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 付随カードに係る契約年月日(付随カードの極度額を増額した場合は、増額年月日)
 - ロ 付随カードに係る極度額(付随カードの極度額を増額した場合は、増額後の極度額)
- (6) 第30条に該当する場合 カード等を交付等しようとする年月日
- 2 会員は、前項各号に定める記録を、次の各号に定めるもののうち最も遅い日まで保存しなければならない。
 - (1) 当該カード等の有効期間満了の日
 - (2) 当該カード等における包括信用購入あっせんのすべての利用に係る最終の支払期日
 - (3) 当該カード等における包括信用購入あっせんに係るすべての債務が弁済その他の事由によって消滅した日
- 3 前項各号に掲げるカード等には、付随カードを含むものとする。
- 4 第2項第1号に定める有効期間は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める内容によるものとする。
 - (1) 第1項第1号(第22条に定める調査の場合を除く。)又は第2号に掲げる場合 当該カード等が更新された後の有効 期間を含む。
 - (2) 第1項第1号(第22条に定める調査の場合に限る)又は第3号から第6号に掲げる場合 当該カード等が更新された 後の有効期間を除く。

第2節 利用者支払可能見込額の算定等

(利用者支払可能見込額の算定)

- 第39条の2 法第30条の5の4の認定を受けた会員及び法第35条の2の3の登録を受けた会員(以下本節において「会員」という。)は、カード等を交付等する場合又は極度額を増額する場合には、その交付等又はその増額に先立って、利用者支払可能見込額の算定を行わなければならない。
- 2 会員は、前条の算定に係る調査を行うときは、指定信用情報機関を利用しなければならない。
- 3 利用者支払可能見込額の算定においては、第39条の5で準用する事項を除き、前節の規定を適用しない。

(利用者支払可能見込額を超える極度額設定の禁止)

- 第39条の3 会員は、前条第1項により算定した利用者支払可能見込額を超える極度額を付したカード等の交付等又は当該額 を超える極度額の増額をしてはならない。
- 2 前項において、カード等の更新時に設定する極度額には、当該カード等の更新時の利用残高を含むこととする。
- 3 会員は、同一の利用者に対して複数のカード等を交付等する又はしている場合、同一利用者による利用額は当該利用者が会 員に対して利用できる額の上限が、第1項に定める額を超えないこととする。

(記録の保存)

- 第39条の4 会員は、利用者ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項の記録を書面又は電磁的記録により作成しなければならない。
 - (1) 利用者支払可能見込額を算定した場合
 - イ カード等を交付等し又は極度額を増額したとき
 - (イ) 契約年月日又は極度額を増額した年月日
 - (ロ) 極度額又は増額後の極度額
 - (ハ) 算定した利用者支払可能見込額 (イ(ロ)と異なる場合に限る。)
 - (二) 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用した調査の結果
 - ロ 有効期限を更新したとき
 - (イ) 更新しようとする年月日及び利用者支払可能見込額の算定を行った日
 - (口) 極度額
 - (ハ) 算定した利用者支払可能見込額(口(口)と異なる場合に限る。)
 - (二) 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用した調査の結果
 - (2) 第39条の5第2号で準用する第26条に該当する場合
 - イ 契約年月日(カード等の極度額を増額した場合は、増額年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようと する場合は、その更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行った年月 日)
 - ロ 極度額(カード等の極度額を増額した場合は、増額後の極度額)
 - ハ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果として、第26条各号に掲げる事項の該当の有無
 - ニ 自社の包括信用購入あっせんに係る債務の残高
 - (3) 第39条の5第2号で準用する第27条第1項各号に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 増額の要請があった日
 - ロ 増額を行った年月日
 - ハ 増額を行った期間
 - ニ 増額後の極度額
 - ホ 増額の目的
 - へ 増額の目的である利用予定加盟店の名称又はこれに相当するもの
 - ト 増額期間内に利用した加盟店の名称又はこれに相当するもの
 - チ 利用者が得る見込みのある臨時かつ短期の収入(第27条第1項第2号に掲げる場合に限る。)
 - (4) 第39条の5第2号で準用する第28条第1項に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該包括信用購入あっせん業者に対する包括信用購入あっせん に係る債務の額を調査した年月日
 - 口 極度額
 - ハ 自社の包括信用購入あっせんに係る債務の残高
 - (5) 第39条の5第2号で準用する第29条に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 付随カードに係る契約年月日(付随カードの極度額を増額した場合は、増額年月日)
 - ロ 付随カードに係る極度額(付随カードの極度額を増額した場合は、増額後の極度額)
 - (6) 第39条の5第2号で準用する第30条に該当する場合 カード等を交付等しようとする年月日
- 2 会員は、前項各号に定める記録を、次の各号に定めるもののうち最も遅い日まで保存しなければならない。
 - (1) 当該カード等の有効期間満了の日
 - (2) 当該カード等における包括信用購入あっせんのすべての利用に係る最終の支払期日
 - (3) 当該カード等における包括信用購入あっせんに係るすべての債務が弁済その他の事由によって消滅した日
- 3 前項各号に掲げるカード等には、付随カードを含むものとする。
- 4 第2項第1号に定める有効期間は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める内容によるものとする。
 - (1) 第1項第1号イ又は第2号に掲げる場合 当該カード等が更新された後の有効期間を含む。
 - (2) 第1項第1号ロ又は第3号から第6号に掲げる場合 当該カード等が更新された後の有効期間を除く。

(準用規定)

- 第39条の5 利用者支払可能見込額の算定にあたっては、以下の条項を準用する。
 - (1) 第22条第2項
 - (2) 第26条から第30条(法第35条の2の3の登録を受けた会員については、第26条を除く。)
 - (3) 第37条
 - (4) 第38条
 - 第5章 包括クレジット契約に関する情報の提供等
 - 第1節 包括クレジット契約に関する情報の提供

(包括クレジット契約に関する情報の提供)

- 第40条 会員は、包括クレジット契約を締結したときは、法第30条の2の3第1項及び第2項に基づき、遅滞なく、購入者 等に対し次条第1項各号に定める事項に係る情報を提供しなければならない。
- 2 会員は、リボルビング払いに係る弁済金の支払を請求するときは、法第30条の2の3第3項に基づき、あらかじめ、購入 者等に対し次条第2項に定める事項に係る情報を提供しなければならない。

(包括クレジット契約に関する事項)

- 第41条 会員は、前条第1項により購入者等に情報提供するときは、次の各号に定める区分により、それぞれ定める事項に係る情報を提供しなければならない。
 - (1) 分割払い等の場合 別表4に掲げる事項
 - (2) リボルビング払いの場合 別表5に掲げる事項
- 2 会員は、前条第2項により購入者等に情報提供するときは、別表6に掲げる事項に係る情報を提供しなければならない。
- 3 別表4の項番8から項番11及び別表5の項番7から項番10については、あらかじめ第6条の情報と同時に購入者等に提供することにより、前条各項の情報提供を省略することができる。

(包括クレジット契約に関する情報の提供方法)

- 第42条 前条各項の情報を提供する方法は、以下の条項を準用する。
 - (1) 第7条(前条第2項に規定する情報提供にあっては、第7条第1項第2号イ(二)を除く。)
 - (2) 第7条の2
 - (3) 第7条の3 (同条第2号にあっては、提供事項を消去、改変できない期間は、包括クレジット契約に基づく債務の全てが消滅した日までとする。)
 - (4) 第7条の4
 - (5) 第7条の5第1項(交付する書面は、包括クレジット契約に基づく債務が残存するものに限る。)

(共通事項における留意事項)

第43条 会員は、同一のカード等で分割払い等とリボルビング払いを利用できる場合であって、情報の提供時期が同一のときにあっては、第41条第1項第1号及び第2号に定める記載項目について、分割払い等とリボルビング払いで内容が共通するものについては、重ねて提供しなくてもよいこととする。

(分割払い等における情報提供事項の内容)

- 第44条 会員は、購入者等に対して第40条第1項に定める情報提供をするときは、第41条第1項第1号に定める事項について、次の各号に定める内容に合致していなければならない。
 - (1) 支払の時期及び方法(別表4の項番2)
 - 支払の時期は、支払期日又は支払期間及び毎月の支払日を、支払の方法は、持参、振込み、自動引落し等の別について提供すること
 - (2) 支払停止の抗弁に関する事項(別表4の項番7)
 - 支払分の支払について請求を受けた購入者等は、商品等の販売又は役務の提供等につきそれを販売又は提供した加盟店に対して生じている事由をもって、当該支払の請求をする会員に対抗できる旨を別紙記載例4を参考にして提供すること
 - (3) 契約解除の制限に関する事項(別表4の項番8)
 - イ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと
 - ロ 会員が、購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、会員が定める一定期間にわたり義務 の不履行があった場合であって、第47条の規定による相当な期間を定めてその支払を書面(第47条の2に規定する場

合は第47条の3に規定する電磁的方法)で催告し、その義務が履行されない場合に限る旨が定められていること

- ハ 購入者等の責に帰すべき事由により契約が解除された場合の損害賠償等の額について、当該契約に係る支払総額に相当 する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者等に対して請求 することができない旨が定められていること
- ニ 会員の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における会員の義務に関し、民法第545条に規定するものより 購入者等に不利な特約が定められていないこと。
- (4) 期限の利益喪失に関する事項(別表4の項番9)

期限の利益喪失に関する事項について、次に掲げる内容に関し、別紙記載例5を参考にして提供することとする。

- イ 会員が、購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合は、 会員が定める一定期間にわたり義務の不履行があった場合であって、第47条の規定による相当な期間を定めてその支払 を書面(第47条の2に規定する場合は第47条の3に規定する電磁的方法)で催告し、その義務が履行されない場合に 限る旨が定められていること。
- ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があった場合以外の場合が定められていないこと。
- (5) 損害賠償の額の制限に関する事項(別表4の項番10)

支払分の支払の義務が履行されない場合(包括クレジット契約が解除された場合を除き、購入者等の期限の利益を喪失させない場合で個々の支払が遅滞しているときを含む。)の損害賠償の額の制限について、次に掲げる内容に合致したものとし、別紙記載例6を参考にして提供するものとする。

- イ 遅滞している支払分に対し、当該支払分を支払うべき日の翌日から支払がなされた日まで消費者契約法の定める範囲内 を目安として約定する一定率を乗じて得た額を請求することができること。
- ロ イにかかわらず、当該遅延損害金のうち、支払総額に相当する額から既に支払われた支払分の額を控除した額にこれに 対する法定利率を乗じて得た遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者等に対して請求すること ができない旨が定められていること。
- (6) その他の特約に関する事項(別表4の項番11) 法令に違反する特約が定められていないこと
- 2 会員は、前項第6号に定める特約事項を定める場合には、それぞれに定める内容に合致していなければならない。
 - (1) 債務の弁済の受領に要する費用として手数料以外に購入者等から徴求する費用に関する事項 印紙代、公正証書作成費用など契約締結に要する費用及び訪問集金費用、再振替手数料など債務の弁済の受領に要する費 用として手数料以外に購入者等から徴求する費用について、別紙記載例7を参考にして提供すること
 - (2) 商品の所有権の留保に関する事項

商品の所有権の移転の時期、及び商品の所有権が購入者に移転される前にあっては、購入者はその商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨を別紙記載例8を参考にして提供すること

(3) 早期完済の特約に関する事項

購入者等が支払期間の途中で一括弁済した場合、未経過期間についての金利相当分を割引き、又は払い戻す旨を別紙記載例9を参考にして提供すること

(4) 管轄裁判所に関する事項

契約に係る訴の属する裁判所の管轄について購入者等に著しく不利とならないよう別紙記載例 10を参考にして提供すること

(リボルビング払いにおける情報提供事項の内容)

- 第45条 会員は、購入者等に対して第40条第1項に定める情報提供をするときは、第41条第1項第2号に定める事項について、次の各号に定める内容に合致していなければならない。
 - (1) 弁済金の支払の方法(別表5の項番2)

持参、振込み、自動引落し等の別を提供すること

(2) 支払停止の抗弁に関する事項(別表5の項番6)

弁済金について請求を受けた購入者等は、商品等の販売又は役務の提供等につきそれを販売又は提供した加盟店に対して 生じている事由をもって、当該支払の請求をする会員に対抗できる旨を別紙記載例4を参考にして提供すること

(3) 契約の解除に関する事項(別表5の項番7)

前条第1項第3号イ、ロ、二の基準に合致していること

- (4) 期限の利益喪失に関する事項(別表5の項番8)
 - イ 前条第1項第4号の基準に合致していること
 - ロ 別紙記載例5を参考にして提供すること
- 2 会員は、別表5の項番10に定める包括クレジット契約に係るその他特約事項について、次の各号の事項を定める場合には、 それぞれに定める内容に合致していなければならない。
 - (1) 弁済金の債務への充当方法に関する事項

弁済金の債務への充当方法について特約があるときは、別紙記載例11を参考にして提供すること。この場合、当該充当 方法は法第30条の5及び政令第22条に定めるものに反しないよう努めること

- (2) 債務の弁済の受領に要する費用として手数料以外に購入者等から徴求する費用に関する事項
 - イ 前条第2項第1号の基準に合致していること
 - ロ 別紙記載例7を参考にして提供すること
- (3) 商品の所有権の留保に関する事項
 - イ 前条第2項第2号の基準に合致していること
 - ロ 別紙記載例8を参考にして提供すること
- (4) 管轄裁判所に関する事項
 - イ 前条第2項第4号の基準に合致していること
 - ロ 別紙記載例10を参考にして提供すること

(リボルビング払いにおける支払請求時の情報提供事項の内容)

第46条 会員は、第41条第2項に定める情報提供において、別表6の項番3に定める項目については、遅延損害金及び包括 信用購入あっせんの手数料以外の債務のうち未払として残っている額、弁済金の内訳その他弁済金の額の算出に必要な事項を 提供しなければならない。

第6章 契約解除等の制限及び支払停止の抗弁

(契約解除等に係る催告)

- 第47条 会員は、会員が次の各号の区分に応じた相当な期間を定めてその支払を書面(次条に定める場合を除く。)で催告し、 その義務が履行されない場合でなければ、クレジット契約の支払の遅滞を理由に契約を解除し、又は期限の利益を喪失させる ことはできない。
 - (1) 第4章第1節の規定が適用される会員の購入者等については20日以上
 - (2) 第4章第2節の規定が適用される会員の購入者等であって、極度額が10万円を超える購入者等については20日以上
 - (3) 第4章第2節の規定が適用される会員の購入者等であって、極度額が10万円以下の購入者等については7日以上

(電磁的方法による催告の特例)

- 第47条の2 会員は、購入者等の保護に支障が生じない場合として次のいずれかに該当するときは、電磁的方法により前条に 定める催告をすることとする。
 - (1) 会員が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合
 - イ 会員が、利用者に対してカードその他の物を交付することなく、番号、記号その他の符号のみを付与していること
 - ロ 購入者等が、電子計算機を用いてイの番号、記号その他の符号を通知して売買契約等及び包括クレジット契約を締結すること
 - ハ 会員が、口の契約に係る弁済金を請求する場合、第42条第1号に定める方法によること
 - (2) 会員が、電磁的方法による催告について、購入者等の承諾を得た場合
- 2 会員は、前項第1号に規定する場合には、書面により催告することができる。

(支払催告にかかる電磁的方法の基準)

- 第47条の3 前条に規定する電磁的方法は、以下の方法及び基準とする。
 - (1) 方法にあっては、第7条第1項第2号イの(4)(0)又は口に規定する方法。
 - (2) 基準にあっては、次のいずれにも合致すること。
 - イ 第7条の3第1号に規定する基準
 - ロ 第7条第1項第2号イの(ロ)の方法にあっては、顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録した旨を通知すること (購入者 等が当該催告に係る事項を閲覧したことを確認した場合は、この限りではない。)

(支払停止の抗弁の告知)

- 第48条 会員は、法第30条の4に規定する事項を、第40条に定める情報提供において、告知しなければならない。
- 2 前項の告知は、別紙記載例4の内容を参考にして行うこととする。

(支払停止の抗弁の手続き)

- 第49条 会員は、購入者等から抗弁の申出があった場合には、次の手続きにより当該申出を処理することとする。
 - (1) 購入者等に対し、抗弁事由、商品等の内容、加盟店名その他の内容について、書面又は電磁的方法等による提出を求める場合には、別紙記載例12の内容を参考にして行うこととする。
 - (2) 申出の受付後、購入者等の抗弁事由その他の状況を確認するため、直ちに購入者等及び加盟店に対する状況調査を行うものとする。
 - (3) 明らかに抗弁事由に該当しないと判断した場合を除き、前号の調査結果を当該購入者等に伝えるまでの間は、当該購入者等に対する包括クレジット契約に基づく債務の支払に関する請求は行わないこととする。
- 2 会員は、購入者等からの抗弁の申出があった場合には、当該手続きの処理を長期間放置してはならない。

(支払停止の抗弁に対する支払請求の再開)

- 第50条 会員は、その抗弁事由が解消されるまでの間、購入者等に対して前条第1項第3号に基づき停止した請求を再開して はならない。
- 2 会員は、抗弁事由が解消されたと判断した場合には、購入者等に支払方法、期間、再開の理由を説明したうえで、支払請求を再開することとする。なお、会員は、請求手続の停止期間を遅延扱いとしてはならない。
 - 第7章 業務の運営に関する措置
 - 第1節 個人情報の適正な取扱い

(個人情報の適正な取扱い)

第51条 会員は、利用者に関する個人情報の取扱い、安全管理について必要かつ適切な措置を講ずるため、別途定める個人情報保護指針を遵守することとする。

第2節 クレジットカード番号等の適切な管理

(クレジットカード番号等の適切な管理等)

第52条 会員は、クレジットカード番号等の漏えい、滅失又は毀損その他のクレジットカード番号等の適切な管理をするため、 別途定めるクレジットカード番号等の適切な管理に係る自主規制規則を遵守することとする。

第3節 業務委託

(業務の委託先の選定)

- 第53条 会員は、包括信用購入あっせんの業務(以下単に「業務」という。)を第三者に委託する場合には、当該業務を的確に遂行することができる能力を有する者に委託するため、次の各号に掲げる事項を委託先の選定基準として社内規則等に定め、当該選定基準に基づき、適切な委託先を選定しなければならない。
 - (1) 委託先の経営の健全性
 - (2) 委託先の情報セキュリティ体制
 - (3) 実績に基づく委託先の業務の信用度
- 2 会員は、業務委託内容を明確に定めるとともに、当該業務の実施に際して、会員及び委託先双方の責任部署及び責任者を明確に定めることとする。

(業務の委託先の監督等)

- 第54条 会員は、委託先における業務の実施状況を、次の各号に定めるいずれかの方法により、定期的又は必要に応じて確認 することにより、委託先が業務を的確に遂行しているかを検証しなければならない。
 - (1) 会員における業務の委託に関する管理担当者による委託先の監査の実施
 - (2) 委託先からの作業状況、遵守状況等に関する報告
 - (3) 委託先からの作業状況並びに前項の契約内容の遵守状況等の確認のために必要な証拠等の提出
 - (4) 委託先による再委託先の監督状況を確認するために必要な証拠等の提出
- 2 会員は、前項に定める検証の結果から委託先の業務が的確に遂行されていないと判断した場合には、当該委託先に対しその 改善を要請することとする。

(委託業務に係る苦情処理)

- 第55条 会員は、利用者又は購入者等から受ける委託先が行う業務に係る苦情を適切かつ迅速に処理するための体制を整備しなければならない。
- 2 会員は、利用者又は購入者等から受ける委託先が行う業務に係る苦情の処理にあたっては、必要に応じて当該委託先と協力 して対応することとする。

(委託業務に係る利用者又は購入者等の利益の保護)

- 第56条 会員は、委託先が委託業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、利用者又は購入者等の利益の保護に 支障が生じることを防止するための所要の措置を講ずることとする。
- 2 会員は、委託先が委託業務を適切に遂行していない場合には、利用者の利益の保護を図るために所要の措置を講ずることとする。

(再委託)

- 第57条 会員は、委託先が委託業務について再委託する場合には、次に定める事項について会員及び委託先双方により協議の うえ決定することとする。
 - (1) 再委託する業務範囲
 - (2) 責任の明確化
 - (3) 再委託先の監督体制
 - (4) 再委託先で苦情等の支障が生じた場合の報告体制

(実効性の確保)

第58条 会員は、委託先に対し第53条から前条に掲げる事項について、実効性の確保のため、会員及び委託先双方の合意に基づき、的確に履行されるよう委託契約において定めておくこととする。

第4節 苦情処理

(苦情処理に係る基本的な姿勢等)

- 第59条 会員は、利用者又は購入者等から申出のあった苦情等に対し、誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努めることとなる。
- 2 会員は、協会の消費者相談室、消費者センターその他の機関を介して苦情等の申出があった場合においても、誠実な対応を もって当該苦情等の適切かつ迅速な処理に努めることとする。

(苦情に係る原因行為の判別)

- 第60条 会員は、利用者等から苦情を受け付けたときは、遅滞なく、次に定める事項についての事実関係を確認し、当該苦情 の原因行為を判別することとする。
 - (1) 当該苦情が会員に対するものか加盟店に対するものかの区別
 - (2) 当該苦情が加盟店に対するものの場合、以下の区別
 - イ 当該加盟店が会員と契約している加盟店か他のクレジットカード番号等取扱契約事業者と契約している加盟店かの区別
 - ロ 当該加盟店における取引形態が特定商取引に関する法律に規定する取引(通信販売を除く。)(以下「特定取引」という。)か店舗販売か通信販売かの区別
 - (3) 当該苦情が、加盟店の利用者等の利益の保護に欠ける行為に起因するものか否かの区別
- 2 本節において苦情とは、会員に対する利用者又は購入者等の申出であって、会員が、契約の締結に係る争いの要素又は契約 内容の変更若しくは解除に係る要素が含まれると認めたもののうち、会員の法令又は本規則に抵触する行為及び加盟店の法令 に抵触する行為を原因としていると認めたものをいう。

(カード番号等取扱契約締結事業者への通知)

- 第60条の2 会員は、前条の判別の結果その他の事情からみて、加盟店に起因する苦情が次のいずれかに該当するときは、当該苦情が発生した取引に係るクレジットカード番号等取扱契約を締結しているクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に、当該苦情の内容を通知することとする。
 - (1) 法第35条の3の7各号のいずれかに該当する行為をしたと認めたとき

- (2) 苦情(前号の苦情を除く。)の発生状況が利用者等の利益の保護に欠けると判断したとき
- 2 会員は、二月払購入あっせんに係る苦情(加盟店に起因するものに限る。)について、前項の通知を行うよう努めることと する。

(加盟店情報交換制度への情報の報告)

第61条 会員は、協会が別途定める加盟店情報交換制度運営規則に基づき、加盟店に関する情報を登録することとする。

(会員の業務に係る苦情の調査)

- 第62条 会員は、第60条の判別の結果、会員が利用者等の利益の保護に欠ける行為をしたと認めるときは、当該苦情の内容に応じ、当該苦情の処理のための必要な事項を調査しなければならない。
- 2 前項に掲げる調査は、自社における営業部門、債権管理部門等苦情の原因となった関係部署に対し、あらかじめ社内規則等で定める方法により実施することとする。

(業務改善のための措置)

第62条の2 会員は、利用者等の苦情内容又は前条の調査、クレジットカード番号取扱契約締結事業者から得た情報その他の 方法により知った事情からみて、必要があると認めたときは、包括信用購入あっせんに係る業務の改善その他所要の措置を講 じることとする。

(苦情処理に係る記録の保存)

- 第63条 会員は、第60条から前条に定める苦情処理に関する事項(第60条の判別の結果、会員が利用者又は購入者等の申出の原因となっている会員の法令又は本規則に抵触する行為及び加盟店の法令に抵触する行為の存否を判断することができない場合にあっては、当該申出の処理に関する事項を含む。)について記録し、あらかじめ社内規則等により定める期間保存することとする。
- 2 前項にかかわらず、第61条により加盟店情報交換制度に登録した情報に係る記録は、加盟店情報交換制度運営規則に定める期間保存することとする。

第8章 指定信用情報機関の利用等

(基礎特定信用情報の提供)

- 第64条 会員は、法に定める指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結したときは、当該特定信用情報提供契約の締結 前に締結した購入者等を相手方とする包括クレジット契約で当該特定信用情報提供契約を締結した時点において支払時期の 到来していない支払分又は弁済金(支払時期が到来しており、かつ、支払の義務が履行されていないものを含む。)があるも のに係る基礎特定信用情報を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。
- 2 会員は、購入者等を相手方とする包括クレジット契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約に係る基礎特定信用情報を、 特定信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関(以下「加入指定信用情報機関」という。)に提供しなければならない。
- 3 会員は、第1項及び前項の定めにより提供した基礎特定信用情報に変更があったときは、遅滞なくその変更内容を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。
- 4 前各項における基礎特定信用情報は、別表7に定めるものとする。

(基礎特定信用情報の提供方法)

- 第65条 会員は、前条各項に定める基礎特定信用情報を提供するときは、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - (1) 別表7の項番1に規定する氏名は、ふりがなを付すものとし、漢字圏以外の外国人の氏名は、アルファベットによる。
 - (2) 別表7の項番5に規定する本人確認書類は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する本人確認を当該本人確認書類により行った場合に限る。
 - (3) 別表7の項番6に規定する契約年月日は、当該カード等の当初入会に係る年月日とする。
 - (4) 別表7の項番7に規定する包括信用購入あっせんに係る債務の残高は、元本相当部分を合計した金額を対象とし、遅延 損害金は含めない。ただし、アドオン方式の場合には、手数料を含めた金額を登録することができる。
 - (5) 別表7の項番8に規定する年間請求予定額は、次に定めるところによる。
 - イ 会員が定める方法により計算した各月の手数料を元本相当分と合計した金額で、報告日の翌日から1年間に請求が発生 するものとする。
 - ロ 期限の利益喪失時における年間請求予定額は、手数料を元本相当分と合計した金額とする。
 - ハ 支払条件を変更した場合は、当該変更後の年間請求予定額を提供する。

(申込情報の提供)

- 第66条 会員は、包括信用購入あっせんに係る契約の申込みを受けたときは、以下の申込情報を加入指定信用情報機関に提供 することとする。
 - (1) 本人識別情報 カナ氏名、生年月日、電話番号
 - (2) 契約情報 包括信用購入あっせんに係る契約である旨

(支払停止の抗弁の申出を受けた旨の情報の提供)

第67条 会員は、支払停止の抗弁の申出を受けたときは、その旨の情報を加入指定信用情報機関に提供することとする。

(指定信用情報機関への特定信用情報の提供等に係る同意の取得等)

- 第68条 会員は、次の各号に定める場合には、当該各号に定める内容について、あらかじめ、当該購入者等から書面又は電磁 的方法による同意を得なければならない。
 - (1) 加入指定信用情報機関に購入者等に係る特定信用情報の提供の依頼(当該購入者等に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。)をする場合 当該提供の依頼に係る同意
 - (2) 購入者等を相手方とする包括クレジット契約を締結しようとする場合

次のイからハに定める事項に関する同意

- イ 当該購入者等に関する基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関に提供する旨
- ロ イの基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関が当該加入指定信用情報機関に加入する他のクレジット会社に提供する旨
- ハ イの基礎特定信用情報を法第35条の3の47第1項により、他の指定信用情報機関に加入するクレジット会社に提供する旨
- 2 前項に定める同意の取得は、別紙記載例13を参考に、割賦販売法に定める指定信用情報機関である旨を明示して行うこと とする。
- 3 第1項において、次の各号に定める時よりも前に提供した包括クレジット契約に係る債務又は包括クレジット契約に係る手数料の管理に必要な場合は、あらかじめの同意の取得を不要とする。
- (1) 会員と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、法による指定信用情報機関としての指定を受けた時
- (2) 会員が指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結した時
- 4 会員は、第1項の同意を取得した場合には、当該同意に関する記録を、書面又は電磁的記録をもって作成し、当該同意に基づき指定信用情報機関が特定信用情報を保有している間保存しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

- 第69条 会員又は会員の役員若しくは職員は、支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供 の依頼(当該購入者等に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。)をし、又は加入指定 信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。
- 2 会員又は会員の役員若しくは職員は、加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報について、包括信用購入あっせん業者に該当しなくなった後において、当該特定信用情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

(指定信用情報機関の名称等の公表)

- 第70条 会員は、加入する指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければならない。
- 2 前項の公表は、別紙記載例14を参考に、割賦販売法に基づく指定信用情報機関である旨を明示して行うこととする。
 - 第9章 その他の業務に関する規則

(取立て行為における留意点)

- 第71条 会員は、包括クレジット契約に係る債権の取立てにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならない。
 - (1) 利用者を威迫する言動を行うこと
 - (2) 利用者の私生活又は業務の平穏を害する言動を行うこと
 - (3) 債務の返済に充てる目的で、貸金業者等からの借入れ等を強要すること
 - (4) 債務処理に関する権限を弁護士又は認定司法書士に委任した旨、調停その他の裁判手続をとった旨若しくは公益財団法 人日本クレジットカウンセリング協会から介入した旨の通知を受けた後に、正当な理由なく利用者に対し支払を請求すること
 - (5) 法律上支払義務のない者に対し、支払を請求し又は必要以上に取立てへの協力を要求すること、並びに支払義務がある

と誤認させるような言動を行うこと

(6) その他正当とは認められない方法により請求又は取立てを行うこと

第10章 補則

(細則の制定)

第72条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、細則を定めることができる。

2 細則の改廃は、細則の定めるところにより行う。

(改廃)

第73条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

第1条 本規則は、平成21年12月1日から施行する。

第2条 第5条第2号ロ及び第4章の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の第4条施行の日までの間は適用しない。

第3条 第5条第2号リ及び第8章の規定は、法に基づく指定信用情報機関が指定を受けた時前までの間は適用しない。

2 前項にかかわらず、第69条第6号に定める項目については、割賦販売法施行規則附則第9条により、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の第4条施行の日までの間は適用しない。

附則(平成24年12月1日)

第69条第2号に定める運転経歴証明書は、平成24年4月1日以前に交付されたものについては適用しない。

附則(平成25年4月1日)

本規則は、平成25年4月1日から改正施行する。

附則(平成25年5月15日)

本規則は、平成25年4月1日から改正適用する。

附則 (平成 26 年 4 月 25 日)

本規則は、平成26年4月25日から改正施行する。

附則(平成29年1月1日)

本規則は、平成29年1月1日から改正施行する。

附則(平成30年6月1日)

本規則は、平成30年6月1日から改正施行する。

附則(令和元年9月24日)

本規則は、令和元年9月24日から改正施行する。

ただし、第44条第1項第3号ハ及び同条第5号ロ並びに別紙記載例6に係る改正は、令和2年4月1日から改正施行する。

附則(令和2年9月29日)

本規則は、令和2年9月29日から改正施行する。

ただし、別紙記載例4及び別紙記載例12に係る改正は、令和2年4月1日から改正施行する。

附則(令和3年1月8日)

本規則は、令和3年4月1日から改正施行する。

ただし、第65条及び別表7のうち項番6から12までに係る改正は、令和2年10月1日から改正適用する。

附則(令和5年3月27日)

本規則は、令和5年4月1日から改正施行する。

附則(令和6年3月28日)

本規則は、令和6年4月1日から改正施行する。

ただし、第7条第1項第2号口に係る改正は、令和6年3月28日から改正施行する。